

【令和3年11月19日 全員協議会】

健康福祉部 福祉課

島田市地域福祉計画・島田市地域福祉活動計画の策定について

1 計画策定の背景・目的

本市では、地域福祉の推進を図るため、行政の「地域福祉計画」、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体とした「島田市地域福祉計画・島田市地域福祉活動計画」を策定し、行政と社会福祉協議会が互いに補完し補強し合う関係のもと、地域の中で活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者等、地域に関わる様々な担い手と連携し、地域で課題を解決する取り組みを進めてきました。

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、社会は大きく変化しています。地域福祉分野においても、これまで地域社会が果たしてきた支え合い・助け合い等の機能の低下が危惧されています。さらに、子育て世代、高齢者、障害のある人に対する支援だけでは対応しきれない、既存の制度の枠組みには当てはまらない課題の顕在化や生活課題の複雑化、多様化といった問題が生じています。

このような中、本計画では、国の動向やこれまでの取り組みの評価、市民福祉意識調査や地区福祉懇談会等の結果を踏まえるとともに、今後ますます複雑化、多様化していく福祉課題に対して、行政や社会福祉協議会、関係機関等が福祉の制度や分野の枠を超え、柔軟に連携し対応する包括的な支援体制づくりを推進し、基本理念である「きづきあい みとめあい 共に生きるまち島田」の実現に向けて取り組んでいきます。

2 計画の位置づけ

(1)「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

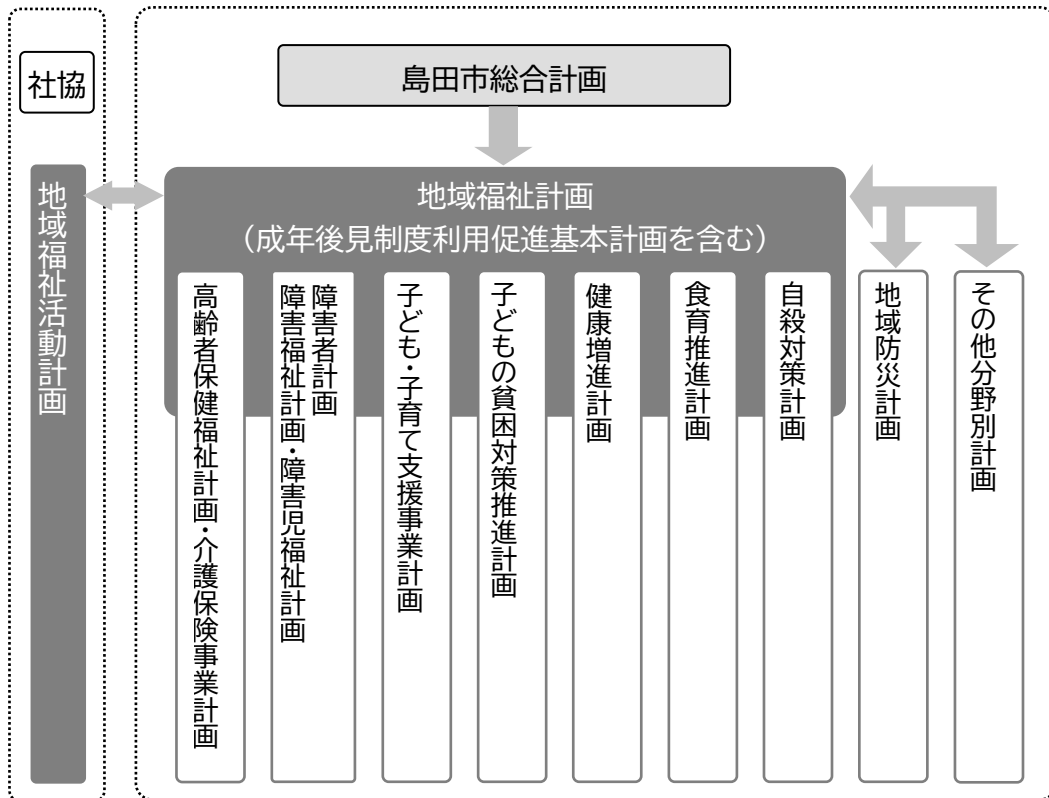
「地域福祉計画」は、「社会福祉法」第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、地域福祉を推進していくための「理念」や「仕組み」を定めた、行政の地域福祉推進に関する総合的な方向性や施策を示すものです。

一方、「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的とし「具体的な取組」を定めた民間の活動・行動計画で、社会福祉協議会が住民や地域において社会福祉に関する活動を行う人々、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人々と相互協力して策定します。

行政が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とは、重なり合う部分が多く、行政と社会福祉協議会が連携しながら策定していくことが効果的であることから、前計画に引き続き一体的に策定します。

(2) 関連計画との関係性

本計画は、「島田市総合計画」のもとで、健康福祉分野などのそれぞれの計画を「地域福祉」という共通の切り口から見ることで、各計画の施策などの専門性を活かしながら地域福祉を総合的に推進します。



(3) 成年後見制度利用促進計画の位置づけ

本計画では、「第4章 施策の展開 > 基本目標3 様々な困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり > 施策2 誰もが尊重される仕組みづくり」を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけます。

3 計画の期間

令和4年度から令和8年度の5年間

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民と行政の協働による計画策定とするため、地域福祉に関係する市民の代表者及び関係団体の代表者、学識経験者で構成する「島田市地域福祉計画策定委員会・島田市地域福祉活動計画策定委員会」を設置しました。より検討を重ねるための調整として「島田市地域福祉計画・島田市地域福祉活動計画策定ワーキンググループ」を設置するとともに、内部組織として「島田市地域福祉計画検討委員会」「島田市地域福祉計画検討作業部会」「島田市地域福祉活動計画作業部会」をそれぞれ設置し、協議・検討を行いました。

また、市民福祉意識調査や地区福祉懇談会等の実施により、市民意見を把握し、計画へ反映しました。

5 地域福祉を取り巻く現状と課題

計画本編では、第2章において、統計からみる現状、市民福祉意識調査や地区福祉懇談会等の結果、本市の地域福祉の主要課題等を掲載しています。

～以下、主要課題を記載～

(1)福祉情報の発信

- ・各種相談窓口、各種講座の開催、ボランティア活動等の情報が、支援を必要とする人や参加したい人に届く情報発信が求められています。
- ・従来の広報紙やチラシに加え、ホームページやSNS等を活用した情報発信が求められています。

(2)担い手の確保や団体活動の継続

- ・ボランティア団体、高齢者ふれあいサロン、居場所等、地域で活動する団体の多くが、担い手の確保が難しい状況にあります。
- ・ボランティア活動や地域活動へ参加したいという市民がいますが、活動への参加につながない状況があります。
- ・参加したい人が活動に参加できるような環境を整備し、担い手が確保されることが求められています。
- ・地域で活動する団体間での情報交換を通じて、団体間の連携強化や共通する福祉課題について検討する機会づくりが求められています。

(3)地域での交流の機会の減少

- ・近年、インターネットの普及や価値観の多様化からライフスタイルが変化し、地域や近所での交流の機会が減少し、地域のつながりの希薄化が進んでいます。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しい生活様式への転換により、地域での活動の自粛や内容の見直しが行われ、市民の交流の機会が減少しています。
- ・「いつでも」「だれでも」「自由に」参加できる地域の集いの場が求められています。

(4)多様化・複合化する福祉課題への対応

- ・介護や障害等の福祉課題に加え、経済的な支援が必要な世帯、虐待等により権利侵害されている人、子育てに悩む人、ひきこもり状態にある人等、福祉課題が多様化しています。
- ・1世帯で、複数の福祉課題を抱える世帯もあります。
- ・個人情報やプライバシーの保護の問題から、地域の中で福祉課題が潜在化し、発見や相談までに時間を要することがあります。
- ・多様化した福祉課題や複合化した課題を抱える世帯への総合的な支援体制が求められています。
- ・福祉課題の早期発見のため、市民が福祉課題に関心を持ち、気づくことから相談窓口までつながる仕組みづくりが求められています。

(5)市民と行政、社会福祉協議会による地域共生社会の実現

- ・福祉情報の発信をはじめ、市民の福祉への理解を高め、福祉課題に関心を持つことができるように、福祉教育の推進が求められています。
- ・福祉課題を解決することができる地域づくりを目指し、行政や社会福祉協議会等が共に活動することが求められています。
- ・社会福祉協議会には、市民のニーズに応じたサービスの提供や相談窓口の機能強化、地域福祉活動を推進するための支援が求められています。
- ・行政や社会福祉協議会、関係機関、地域組織、関係団体、市民等で役割を分担するとともに、連携を強化し、包括的な支援体制の構築を進める必要があります。
- ・それぞれの年代や地区で市民が暮らしぶらと感じる要因や抱えている課題を把握し、課題解決につなげることが求められます。

6 計画の基本理念・基本目標・施策体系

(1)基本理念

前計画の基本理念を受け継ぎ、以下のように基本理念を掲げます。

きづきあい みとめあい 共に生きるまち 島田

「きづきあい」

- 福祉課題に「気づく」、課題解決のための仕組みを「築く」2つの意味を表します。
- 包括的な支援体制の構築をはじめ、地域住民の「気づき」や地区社会福祉協議会、専門機関の関係づくり、社会福祉法人との連携等を「築く」という意味が込められています。
- SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、「気づく」「築く」ことが重要です。

「みとめあい」

- 地域の中で、個々の多様な価値観、生活様式等を「認め合う」ことのできるまちを表します。
- 子育て世代、高齢者、障がいのある人に対する支援の枠組だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化がみられる状況を受け入れるという意味が込められています。

「共に生きるまち」

- 誰もが支え合いながら自分らしく生きられる「共生社会」を表します。
- 個別の課題から地域課題へ、市民や地域、事業者、行政、関係機関等が一体となって解決して「共に生きるまち」を目指します。

(2)基本目標

「基本目標1 福祉を身近に感じる環境づくり」

地域福祉を推進するためには、まず一人ひとりが福祉について関心をもち、正しく理解することが重要です。福祉を知る機会や学ぶ機会を充実し、市民の福祉に対する関心を高めるとともに、理解促進を図ります。

また、地域住民同士がふれあい、交流する機会の充実を図ることで、地域住民同士の関係づくりを促し、生活課題や異変に気づき、早期に発見、対応することができる環境づくりを進めます。

「基本目標2 福祉課題を解決することができる地域づくり」

今後は、行政・専門機関による既存のサービスだけでなく、地域のことを最も理解している住民自身が小地域福祉活動を進めることが重要です。

そのため、地域を支える人材の育成やボランティア活動の推進、地域による防災・減災の取組の推進等、福祉課題を解決することができる地域づくりを進めます。

「基本目標3 様々な困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり」

生活課題の多様化・複雑化に伴い、制度の狭間の問題が顕在化する中、福祉課題を解決するためには、あらゆる福祉課題を受け止め、解決につなぐための仕組みづくりが必要です。断らない相談支援により福祉課題を早期に発見するとともに、包括的な支援体制を構築し、関係機関との連携による適切な対応につなげます。

また、誰もが人格や意志を尊重され、自分らしく地域で生活を送ることができるよう、一人ひとりの権利を守る施策の推進を図ります。

(3) 施策体系

| 基本理念 | 基本目標 | 施策 | 取組 |
|---------------------------------|---------------------------------------|------------------------|--|
| きづきあい みとめあい 共に生きるまち 島田 | 1 福祉を 身近に感じる 環境づくり | (1) 福祉を「知る」 機会の充実 | ◎広報・啓発活動の充実 |
| | | (2) 福祉を「学ぶ」 機会の充実 | ◎子どもに対する福祉教育の推進 ◎地域における福祉教育の推進 |
| | | (3) 地域におけるふれあい・交流機会の充実 | ◎地域での交流促進 |
| | 2 福祉課題を 解決することができる 地域づくり | (1) 地域を支える人材の育成 | ◎活動への参加促進 ◎ボランティア活動の推進 |
| | | (2) 地域福祉推進体制の整備、発展 | ◎団体への支援 ◎関係機関との連携や情報共有 ◎地域の居場所づくり ◎地域福祉の総合的な体制整備 |
| | | (3) 安全・安心を守る活動の推進 | ◎防犯等に関する情報提供と啓発 ◎地域の見守り活動の推進 ◎支援を必要とする人への対応 ◎緊急時・災害時に備えた体制の強化 |
| | 3 様々な困りごとを受け止め 解決につなげる 体制づくり | (1) 相談支援・情報提供の仕組みづくり | ◎包括的な相談支援体制の構築 ◎相談支援の充実 ◎ユニバーサルデザインの推進・デジタルデバインド対策 |
| | | (2) 誰もが尊重される仕組みづくり | ◎誰もが尊重される仕組みづくり ◎成年後見の利用の促進へ向けた体制の整備 |
| | | (3) 生活をしやすいするための支援の充実 | ◎課題に応じた支援の充実 |

※計画本編では、第4章にて、施策ごとの方向性や施策を推進するために市民の皆さんや地域で取り組んでいただきたいこと、行政や社会福祉協議会で行う具体的な取組等掲載しています。

7 計画の推進に向けて

(1)協働による計画の推進

地域福祉の主人公は市民や地域です。地域共生社会の実現に向け、市民が地域福祉に関して理解を深め、各個人や地域全体で行動に移すことができるよう、市民や地域と社会福祉協議会や行政が地域課題を共有するとともに、適切に役割を分担し、協働して地域福祉を推進する必要があります。

市民や地域と社会福祉協議会や行政が協働し、地域の実情に応じた地域福祉施策を推進します。

(2)島田市社会福祉協議会の基盤強化

島田市社会福祉協議会の基盤強化のため、連携体制の構築、広報啓発活動の実施、職員の育成等に取り組みます。

(3)連携体制の強化

地域福祉施策やその他地域づくりに関連する事業を総合的かつ効果的に推進することができるよう、庁内はもとより、市民や関係団体、事業所、地域組織、関係機関、社会福祉協議会、行政等の組織の枠や、保健、医療、福祉、教育、労働等の分野の枠を超え、横断的に連携する体制の整備に取り組みます。

また、行政と社会福祉協議会は適切な役割分担を行うとともに、役割が重複する施策、取組の実施に際し情報共有を進めることで、効率化や有効性の向上を図ります。

(4)計画の進行管理・評価

本計画に基づく施策の進捗状況を把握するとともに、本計画全体の成果についても点検・評価することが重要です。地域の課題を把握し、課題解決のための活動を行う主体は市民であることから、市民の代表や関係機関・団体の代表者からなる「島田市地域福祉活動推進委員会」を設置し、計画の進行管理や評価、見直しを行います。

計画の進行管理にあたっては、総合的かつ効果的に施策を推進するため、PDCAサイクルを活用します。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業へ反映するとともに、新たな課題についても解決に向けて取り組みます。